

2026 年度 予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 西島 善久



公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日）では、「多様な専門性や背景を持つソーシャルワーカーの確保・活用のための取組」として、「社会福祉士の活用状況等、実態を把握するために行った調査研究事業も踏まえ、社会福祉士の更なる活用について検討を行う」ことが記載されています。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

【厚生労働省社会・援護局関係】

○重層的支援体制整備事業における社会福祉士の配置促進

重層的支援体制整備事業は、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されたものです。

令和 6 年度社会・援護局関係主管課長会議では、現行の人口規模のみに応じた補助基準から、支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助に改めるべきとされていますが、包括的な支援体制の構築にむけて自治体が継続的な取り組みを展開する上で必要な事業であり、十分な予算の確保をお願いします。

令和 6 年度の社会福祉推進事業で本会が実施した「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の活用状況の実態把握と更なる活用等に関する調査研究事業」では、社会福祉士にはネットワーキング機能やアウトリーチ・保護機能、スーパービジョン機能等に関する期待が高く、ミクロ・メゾ・マクロレベルの多岐にわたる機能を発揮することが期待されています。

この仕組みを具現化するためには、ソーシャルワーク機能を発揮することが求められており、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律において「社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」という附帯決議がなされたことも踏まえ、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の更なる活用に向け、具体的な検討をお願いします。

○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。令和 5 年度、令和 6 年度の社会福祉推進事業で本会が実施した調査研究事業の福祉事務所に対する調査では「福祉事務所の業務に携わる社会福祉士は充足しているか」という問いに対し、回答した自治体の 74.8%が「充足していない」という回答がなされるとともに、社会福祉士が「他の部署及び機関との連絡調整」「制度の理解」「社会資源開発」「自立支援」「スーパービジョン」「緊急性の判断」等において役割・機能を発揮していることが明らかになりました。

また、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和 4 年 12 月 20 日）においても、「社会福祉士等といった専門性を有する人材を活用すること等、そのような地域で必要とされる支援を適切に実施できる人身体制等の確保が可能となる仕組みの構築や、適切な人員配置を行うための指標を示していくことが必要である」との記載があります。生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士の配置促進について検討していただきますようお願いいたします。特に、査察指導員はスーパーバイザーとしての機能を持つ職種であることから、ソーシャルワークの専門性を有する社会福祉士の配置促進に向け、必要な措置の検討をお願いします。

○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業について

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされており、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。そのため、実際に半数近くの同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して社会資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。

また、相談体制を強化していくためにも、相談支援員についてもソーシャルワーク専門職である社会福祉士の配置促進に向けた更なる措置の検討をお願いします。なお、自立相談支援機関の安定的な相談体制を確保するためにも正規雇用で配置されるよう、引き続き支援策を講じていただくようお願いします。

○孤独・孤立対策推進法による相談支援およびひきこもり支援事業への社会福祉士の配置

ひきこもり支援は、現在、都道府県・市町村等併せて年間約 20 万件の相談が行われており、統計調査を開始した平成 30 年度の 10 万件から令和 5 年度には約 2.2 倍に増加しています。また、R5 年度のデータからは、都道府県、指定都市に設置されている「ひきこもり地域支援センター」等の関係機関は、福祉事務所以外の市町村窓口（11.0%）、保健所・保健センター（9.6%）NPO 法人等の民間支援団体（8.9%）、自立相談支援機関（8.7%）、地域若者サポートステーション（8.4%）のほか、その他（警察署、訪問看護ステーション、法テラス、フリースペース等）（14.5%）等と多岐にわたっています。（「令和 5 年度ひきこもり地域支援センター、ひきこもり支援ステーション等相談実績及び推移」厚生労働省（令和 6 年 3 月））。

令和 6 年 4 月 1 日より施行された孤独・孤立対策推進法により社会福祉士の活用による相談支援を行うなど、ひきこもり支援コーディネーターは、ひきこもり当事者やその家族への相談支援を行い、医療や保健、就労、教育などが連携した個別支援の取組が必要であることに加え、個別支援を通じた社会資源開発、地域づくり・ソーシャルアクション等、ソーシャルワーク機能を発揮した専門性による支援の展開が不可欠であり、適切な支援に結びつけることとされていることから、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の有資格者が積極的に配置されるよう必要な措置をお願いします。

○生活福祉資金貸付業務における社会福祉士の積極的配置促進について

生活福祉資金貸付業務において、相談者が抱える複合的な課題に対応し、包括的な支援体制を構築するためには、社会福祉士の積極的な配置が不可欠です。社会福祉士は、専門的なアセスメントを通じて相談者の生活課題を明確化し、医療機関や教育機関、地域団体などとの多機関連携を強化しながら、心理的支援や家計管理支援などの専門スキルを活用して相談者に寄り添った伴走型支援を提供します。また、こうした支援体制を評価・改善するために支援の効果を定量的に分析し、成功事例を全国に展開する仕組みを整えることが重要です。さらに、これらの取り組みを支える財源を確保し、社会福祉士の専門性向上を目的とした研修プログラムの充実を図ることで、相談窓口が単なる貸付支援の場を超え、相談者の生活全般を支える包括的な支援拠点となることを目指すことが可能となるよう社会福祉士の積極的配置を含めた、これらの施策の検討をお願いします。

○地方自治体における自殺予防対策担当窓口

2025 年 5 月現在、「（自殺対策に関する）基本理念の追加」「こどもの自殺防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加」「基本施策の拡充」等を目的に、自殺対策基本法の一部改正法案が今国会において審議されていますが、本会は、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定した、自殺リスクをアセスメントし関係機関へ適切につなぐためのアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

○災害福祉支援に関する要望

本会は現在、能登半島地震での災害福祉支援活動を行っていますが、その中で課題も生じてきているところ
です。今国会では、災害対策基本法等の一部改正法案が審議されていますが、災害救助法の救助の種類に 72 年
ぶりに「福祉サービスの提供」の追加や、DWAT の活動のガイドラインが改正され、活動範囲が避難所や車中
泊や在宅避難者まで拡大される予定となっております。災害福祉支援活動の実効性をあげるため、次の項目に
ついて、関係省庁が連携して社会福祉士の活用等がはかられるよう要望します。

1. 災害ケースマネジメントにおける社会福祉士の活用等

- ① 被災地・被災者における高齢化の進行、世帯構造の変化等に対応した支援
- ② 在宅避難者や車中泊等、避難場所のスフィア基準、多様化に対応した支援
- ③ 医療や福祉・介護サービス等が連携した支援
- ④ 発災直後の福祉サービスの継続を図り、在宅避難、仮設住宅入居後の見守りや相談支援、孤独・孤立防止、
介護予防、自立・生活再建等について多職種連携による災害ケースマネジメント体制の構築への参画と支援
- ⑤ 平時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定並びにそれらに記載されている情報、行政の被災者台
帳などの情報共有による円滑な支援
- ⑥ 平時から、地方公共団体の災害対策本部や地域防災会議、防災訓練、NPO・ボランティア団体、関係士業
団体連携等へ社会福祉士の参画
- ⑦ DWAT における全国統一した研修カリキュラムの策定と実施並びにコーディネーターや実践リーダーとし
ての社会福祉士の活用

2. 災害ケースマネジメントの支援拠点の設置と社会福祉士の配置

国、地方公共団体、多職種の専門職、NPO、ボランティア団体等が連携して途切れない支援を継続的に図
るため、災害ケースマネジメントの支援拠点を中央および各都道府県へ設置し社会福祉士の配置を要望しま
す。

○「中核機関」への社会福祉士の配置促進

2025 年 5 月 20 日に開催された「地域共生社会の在り方検討会議」で検討された中間とりまとめ（案）で
は、「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性」に
おいて、「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけが明記されるとともに、「中核機関」の法律上
の名称を「権利擁護支援推進センター」とすること等が提案されています。

2024 年度本会が実施した調査研究事業「中核機関の役割とソーシャルワーク機能に関する調査研究事業」に
おいては、第二期成年後見制度利用促進基本計画で提示された「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チ
ームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」や「地域福祉と家庭裁判所との連携機能の強化」な
ど、中核機関が役割を果たすために、ソーシャルワーク機能の発揮が必要であることが明らかとなりました。

今後、中核機関が求められる役割を担っていくためには、中核機関の組織的強化に加え、中核機関に配置さ
れる人材が、地域連携ネットワークを最大限に活用して、地域の多様なリソースを結集させるソーシャルワ
ークの実践を担うことが不可欠です。ソーシャルワーク専門職である社会福祉士は、専門職後見人として身上保
護の専門性を高く評価され、裁判所から数多くの後見等受任の審判を受けているとともに、司法分野の専門
職・機関と社会福祉機関の間の調整や、地域の関係機関とのネットワーク構築を担ってきています。今後、法
定化された中核機関が機能を発揮するために、専門職後見人等としての知見と経験を有し、地域の各機関と連
携してソーシャルワークを展開する社会福祉士を中核機関へ配置することが促進されるよう、施策の検討をお
願いします。

○「刑事収容施設」に勾留中の者の保護の実施責任の明確化

「居住地がないか明らかでないホームレス状態の者」が逮捕され、その後勾留決定となってから判決言い渡
し前までの間、現に身柄拘束を受けている刑事収容施設の所在地を所管する福祉事務所へ、釈放直後に向け、
当該人物の依頼・委任に基づいた使者や代理人等を通じ、生活上の相談・情報提供・連絡調整・支援依頼等が
あり、且つ刑事収容施設所在地に居住し生活保護の申請意思が明らかな場合は、当該刑事収容施設から身柄拘
束が解かれた直後から「現在地保護」として当該福祉事務所が保護の実施責任を負うよう、生活保護手帳の

「第 2 保護の実施責任」記載の厚生労働省社会・援護局長通知第 2-12・「(5)」として改正する等、明示する
ことについて検討をお願いします。

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は全労働者(2.3/千人)より高く(2.7/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いします。

○こども家庭ソーシャルワーカー資格取得者を対象とした社会福祉士受験資格要件の緩和について

令和4年の児童福祉法改正により創設されたこども家庭ソーシャルワーカーについて、令和7年3月、第1回となる資格認定試験が実施され、703人の合格者が誕生しました。日本ソーシャルワークセンターのプレスリリースによると、社会福祉士等有資格者以外の第3号(実務経験者ルート)や第4号(保育士ルート)の受験者は70%を超える高い合格率となりました。また、これらの合格者は、4年以上の児童福祉に関する相談援助業務の経験を持ち、100.5時間以上の指定研修に加え、第3号は97.5時間、第4号は165時間以上のソーシャルワーク研修の受講が必要とされており、こども家庭分野の実践者として高い専門性を有しており、こどもの貧困、ヤングケアラー、ダブルケアといった複数の分野にまたがる複雑化・多様化した課題の支援者としてもその活躍が期待されます。そのため、こども家庭ソーシャルワーカー資格を有する者については短期養成施設等ルートの対象とするなど、社会福祉士国家試験の受験資格の緩和について検討をお願いします。

○社会福祉士の定義の見直し

地域共生社会の実現に向けて社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されています(『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書、平成30年3月27日)。そのことをふまえて、社会福祉士養成課程の内容が見直されるとともに、科目名に使用されていた「相談援助」が「ソーシャルワーク」に置き換えられています。

一方、現行の社会福祉士の定義は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと(以下、「相談援助」)を業とする者」とされています。

「ソーシャルワーク」は多様な実践を表す言葉であり、その含む実践内容は時代とともに変遷するものの、目的は生活課題に取り組み人々のウェルビーイングを高めることです(「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」)。社会福祉士の行う業はこの目的を遂行することであることから、ソーシャルワークという言葉を使用することで社会福祉士の業を包括的に示すことが可能となります。そこで、社会福祉士の定義を「ソーシャルワークを業とする者」に改めることを提案します。

【老健局関係】

○介護保険施設における社会福祉士の評価について

令和6年度老人保健事業推進費等補助金「介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業」では、生活相談員(社会福祉士)を配置する介護老人福祉施設では看取り介護へ積極的に取り組む可能性が示唆されました。

継続的な調査研究により、社会福祉士が果たす役割や有効性を具体的に明らかにし、その専門性の社会的評価を高めることにより、質の高いケア提供体制の構築と社会福祉士の適切な活用が進むことを要望します。

【内閣府関係政策統括官(防災担当)】

○災害福祉支援に関する要望

本会は現在、能登半島地震での災害福祉支援活動を行っているが、その中で課題も生じてきているところです。国では災害法制の改正に伴い、災害救助法に 72 年ぶりに福祉サービスの追加や、DWAT の活動のガイドラインが改正され、活動範囲が避難所や車中泊や在宅避難者まで拡大される予定となっております。災害福祉支援活動の実効性をあげるため、次の項目について、関係省庁が連携して社会福祉士の活用等がはかれるよう要望します。

1. 災害ケースマネジメントにおける社会福祉士の活用等

- ① 被災地・被災者における高齢化の進行、世帯構造の変化等に対応した支援
- ② 在宅避難者や車中泊等、避難場所のスフィア基準、多様化に対応した支援
- ③ 医療や福祉・介護サービス等が連携した支援
- ④ 発災直後の福祉サービスの継続を図り、在宅避難、仮設住宅入居後の見守りや相談支援、孤独・孤立防止、介護予防、自立・生活再建等について多職種連携による災害ケースマネジメント体制の構築への参画と支援
- ⑤ 平時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の策定並びにそれらに記載されている情報、行政の被災者台帳などの情報共有による円滑な支援
- ⑥ 平時から、地方公共団体の災害対策本部や地域防災会議、防災訓練、NPO・ボランティア団体、関係士業団体連携等へ社会福祉士会の参画
- ⑦ DWAT における全国統一した研修カリキュラムの策定と実施並びにコーディネーターや実践リーダーとしての社会福祉士の活用

2. 災害ケースマネジメントの支援拠点の設置と社会福祉士の配置

国、地方公共団体、多職種の専門職、NPO、ボランティア団体等が連携して途切れない支援を継続的に図るため、災害ケースマネジメントの支援拠点を中央および各都道府県へ設置し社会福祉士の配置を要望します。

【内閣府孤独・孤立対策推進室】

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は全労働者(2.3/千人)より高く(2.7/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024 年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いいたします。

【こども家庭庁関係】

○子どもの権利擁護のさらなる推進と社会福祉士の積極活用

平成 28 年の改正児童福祉法において「子どもの最善の利益」が明記され、令和 4 年にはこども基本法の制定、その後のこども大綱の制定（に向けた取組）など、国を挙げた子どもの権利擁護の取組が進められています。その中であって、社会的養護を必要とする子どもたちは、保護者による不適切な養育に加え、家族や地域とのつながりが途切れるほか、施設入所・里親委託による生活や行動が制限されるなど、その権利が大きく侵害されています。

今後も親権制限や未成年後見制度、児童相談所長等による親権代行等が適切に運用されるとともに、令和 4 年成立の児童福祉改正法による「子ども意見表明支援員（子どもアドボケイト）」の養成・確保を早急に進めるほか、子どもアドボケイトとして社会福祉士の位置づけと活用促進および財源措置をお願いします。

○こども家庭ソーシャルワーカーの養成推進について

令和 4 年の児童福祉法改正により創設されたこども家庭ソーシャルワーカーについて、令和 7 年 3 月、第 1 回となる資格認定試験が実施され、703 人の合格者が誕生しました。日本ソーシャルワークセンターのプレスリリースによると、社会福祉士等の有資格者を対象とした第 1 号（主として児童福祉に係る相談援助 2 年以上）及び第 2 号（児童福祉に係る相談援助業務を含む業務 2 年以上）の合格率はともに 94.0%であり、第 3 号（実務経験者ルート）の 75.2%、第 4 号（保育士ルート）の 74.2%に比べ、極めて高い合格率となっており、実務経験を持つ社会福祉士等の有資格者がこども家庭ソーシャルワーカーに求められる資質の適性を有していることが試験結果から示唆されたものと考えます。よって、今後も引き続き、社会福祉士等を基礎資格とし、実務経験の積み重ねと専門性の高い研修等を受講することにより、児童虐待やその他こども家庭福祉分野における相談や支援を実施できる専門職を養成していくことが必要です。

現在、こども家庭分野において高い専門性を有するソーシャルワーク人材の確保は最重要課題のひとつですが、人口減少のトレンドが進み、地域における専門的支援の担い手不足が指摘される一方、多様化・複雑化が指摘されるこどもや家庭が抱える課題に対して適切な支援を展開していくためには、様々な分野のソーシャルワーク人材が、こども家庭福祉の分野でも活躍することにより、地域共生社会の実現に向けた包括的なこども家庭支援への拡充につながることが期待されます。そのため、社会福祉士等の有資格者が実務経験の分野に関わらずに研修を受講できるよう、こども家庭ソーシャルワーカー指定研修等について、さらなる周知を図るとともに、国が研修機関に対する運営費補助を行うことにより、受講料金の低価格化を図り、受験者の地域や所属等を問わずに受験しやすい環境の整備をお願いします。

○「児童虐待の防止等に関する法律」の児童虐待の定義に「経済的虐待」を加えること

昨今、就学支援に関する各種支援金やアルバイトによる収入など、こども自身の収入や給付金等を保護者が費消してしまい、修学や進学など子どもの生活に支障を来している事例等が散見されます。

こういった事例は、表面的には子どもの貧困問題として捉えられておりますが、衣食住や医療・教育に係る養育が不適切である「ネグレクト」と同様に、意図してこどもの財産等を保護者が自らの遊興等に費消してしまうことは、こどもの権利の搾取であり、経済的虐待です。

児童の権利条約第 3 2 条に「締約国は、子どもが、経済的搾取から保護される権利」を示しています。保護者からの経済的な搾取において、子どもは、自ら助けを求めることが弱く、また周囲の大人も経済的な搾取の概念がないことから、見過ごされる状況にあります。児童の権利条約の精神に則り、社会全体で子どもの権利侵害を防止するため、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）の児童虐待の定義に「経済的虐待」を加えることを提案いたします。

【文部科学省関係】

○スクールソーシャルワーカー任用における社会福祉士の配置と勤務条件の改善

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の業務は児童生徒やその家族、そして教職員と信頼関係を築き、関係機関との調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などがあります。学校及び教育委員会に常勤のSSWを配置するとされているほか、第3期教育振興基本計画においては、SSW配置の推進により福祉部門と教育委員会・学校との連携体制の構築が求められました。（『児童生徒の教育相談の充実について』教育相談等に関する調査研究協力者会議、2017年1月）。

しかし、現在、SSWの配置が徐々に進められているものの、自治体により任用要件にばらつきがあるほか、勤務時間や日数等の制約があるため、こどもや家庭のニーズに合わせた面接や家庭訪問の実施など、専門的なソーシャルワーク支援が十分に展開できていないと指摘されています。総務省の勧告においても、SSWの理解促進や活用事例の共有等が必要と指摘されています（『学校における専門スタッフ等の活用に関する調査』総務省、令和2年5月15日付）。子どもの貧困、児童虐待やヤングケアラーなど児童生徒やその家庭が抱える課題の解決に向けて、「チームとしての学校」の推進は不可欠であることから、重要な担い手であるSSWとして、社会福祉士の配置と勤務条件（正規職員や週30時間勤務等）の改善をお願いします。

【法務省大臣官房秘書課】
【法務省司法法制部関係】
【法務省刑事局関係】
【法務省矯正局関係】
【法務省保護局関係】

○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、アセスメントするための面接時間(接見時間延長のための特別面会に社会福祉士等を含める)の配慮や被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保をお願いします。また、矯正施設に配置されている社会福祉士及び地方検察庁に配置または登録・契約している社会福祉士が、司法と福祉の連携において、福祉的な視点から環境や地域への働き掛け、社会福祉士として社会資源を活用していくソーシャルワーク機能が発揮できるようをお願いします。

○地域支援ネットワークづくりへの社会福祉士の参加促進

孤立しやすい満期釈放者などが“地域とつながり続ける”ことができるよう、地域において、支援のネットワークづくりが進められています。関係機関における社会福祉士の活用がより促進されるように、地方公共団体における再犯防止の取り組みを促進するための協議会などへ、地域生活定着支援センター職員並びに都道府県社会福祉士会からの推薦を受けた社会福祉士が積極的に参画できるよう関係部局へ働きかけをお願いします。

また、「更生保護地域寄り添い支援事業」が全国4か所で実施されていますが、継続的な支援を必要とする罪を犯した方と支援者の双方に寄り添った支援が展開される重要な事業であるため、十分な予算を確保し、全国展開することについて検討していただけますようお願いいたします。

○更生支援計画の活用促進

更生支援計画書（以下「計画書」という。）は、主に裁判上の資料とする目的で、社会福祉士等が弁護人からの依頼を受けて作成する、被疑者又は被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面であり、障害等を有する者に対する福祉的支援の必要性や具体的な支援方策が記載されているなど、当該者が受刑者となった場合においても、社会復帰支援等を実施する上で有益な資料となり得るものです。

現在は日本弁護士連合会が独自に、社会福祉士などが作成する更生支援計画書に関わる費用の支弁を実施していますが、日本弁護士連合会の負担ではなく法テラスなど、国費の支出とすることを検討していただきますようお願いいたします。

○福祉支援課程等における社会福祉士の活用促進

刑法改正により本年6月から拘禁刑が導入され、矯正施設では、知的障害や精神障害などがある受刑者の社会復帰などを支援するための新たなプログラム「福祉支援課程」等が実施されますが、指導スタッフに社会福祉士など積極的に採用することを検討していただきますようお願いいたします。

【出入国管理庁関係】

○外国人支援に係る連携・協働の強化

本会では、2006年度から現在まで、社会福祉士を中心とした相談援助職に対して「滞日外国人ソーシャルワーク研修」を開催してきたほか、滞日外国人が直面する生活上の困りごとの実情および解決に向けた連携についての調査研究事業「滞日外国人支援に携わる実務者（社会福祉士）の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及び研修プログラムの開発事業（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業 2017年度）」や、『滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック』（中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成事業 2018年度）の発刊等を通じ、多様な資源をコーディネートしながら生活課題の解決に導く福祉専門職の養成に尽力して参りました。

これらの実践から、外国人との共生、そして外国人の生活の困りごとの解決においては、福祉専門職を含む関係者の連携・協働が不可欠であることを認識しております。今後、社会福祉士との積極的な連携や協働、さらにはソーシャルワーク専門職である社会福祉士を外国人支援コーディネーターとして配置促進されるよう活用を検討をお願いします。

また、外国人支援コーディネーターの資格のあり方を検討するにあたっては、本会との連携及び協議の場を設けていただきますようお願いいたします。

○外国人支援コーディネーター養成研修受講対象の拡大

令和6年度から、第1期の外国人支援コーディネーター養成研修が開催されていますが、この研修の受講対象者は、地方公共団体等の外国人向けの相談窓口の実務経験がある者に限定されている実態があります。

社会福祉士等の国家資格保有者については、「実務経験を不要とする」とされているものの、プログラムの中で「受講生が所属する職場等において、職場等の理解と協力の下で業務を通じた「実践」が求められており、実質的に、外国人向けの相談窓口以外の機関（例えば、社会福祉協議会や地域包括支援センター等）に所属する国家資格保有者が、この資格を取得し、外国人支援の相談スキルを向上させようと考えたとしても、「実践」の場がないために、受講することができない現状があります。

人口減少のトレンドの中、実践力のある様々な分野のソーシャルワーク人材が、外国人支援の分野でも活躍できるよう、「実習」「追加研修」等の代替策を設定するなど、実質的に、国家資格保有者が、希望すれば受講可能となるよう、プログラムの検討をお願いします。

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は全労働者（2.3/千人）より高く（2.7/千人）劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」（2023～2024年度）においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いいたします。

○外国人の生活困難への支援体制の拡充

コロナ禍では、生活福祉資金貸付制度の申請者に占める外国人の割合が自治体によっては約半数を占めるなど、外国人の困窮リスクの高さが明らかになりました。また、技能実習生・外国人労働者の労働災害発生率は全労働者(2.3/千人)より高く(2.7/千人)劣悪な労働環境が背景にあること、女性の技能実習生が妊娠による解雇や離職等で、生活困難に直面するケースがあること、ホームレス、医療問題など、外国人が抱える深刻な福祉課題が多く存在しています。

本会で実施した「在留資格を有さない外国人の実態調査」(2023～2024年度)においても、様々な事情で在留資格を失ったことで困窮や疾病の悪化等に陥り、一方で社会福祉士等の相談援助職は在留資格のないゆえに基本的な人権保障につながる支援ができないなど、ジレンマを抱えながら支援を行っている実態が明らかになっています。

今後、日本の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策が進む中で、こうした日本に住む外国人の人権が保障され、労働・福祉に関する支援を適切スムーズに受けられることができるように、支援人材の育成、支援情報及び支援の多言語化、相談支援体制の整備等、国際化に応じた施策の拡充について、省庁横断的に取り組んでくださるようお願いします。

以上